

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年3月26日（平成30年（行情）諮問第166号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行情）答申第492号）

事件名：大阪労働局における非常勤職員採用に当たっての事務作業量等の検討
文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「非常勤職員の採用計画を立案する際に、事務作業量等について調査、検討等した文書。（平成28、29年度分、局署所分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月8日付け大開第29-82号により、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

非常勤職員を1人採用する場合でも年間数百万円の人件費（謝金）がかかるのであるから、事務作業量等を調査・検討しないのは不自然である。さらに、大阪労働局には、1,000人を超える非常勤職員が勤務しているのだから、請求した文書が一つも存在しないと考えることは困難である。同文言の他行政機関に対する開示請求で不開示となった案件はなかった。大阪労働局でも特定すべき文書が存在すると考えられる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年9月3日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「非常勤職員の採用計画を立案する際に事務作業量等について調査、検討等した文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成29年11月8日付け大開第29-82号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不

服として、同年12月24日付け（同月25日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 都道府県労働局の非常勤職員の採用について

都道府県労働局で採用される非常勤職員については、厚生労働省から都道府県労働局宛てにその予定数が通知されており、都道府県労働局においては当該通知に基づいて採用を行っている。

(2) 原処分の妥当性について

都道府県労働局の非常勤職員については、上記(1)のとおりであり、都道府県労働局の非常勤職員の予定数は厚生労働省本省において決定されるものであり、大阪労働局において、採用計画を立案しておらず、また、当該計画に係る事務作業量等調査、検討を行っていないとしても、必ずしも不自然とまではいえない。

なお、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

このため、処分庁において、開示請求対象行政文書が存在しないとしても何ら問題なく、当該文書が存在しないとした原処分は妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「事務作業量を調査・検討しないのは不自然である。」として「処分庁においても特定すべき文書が存在すると思われる。」と求めているが、本件対象文書については、上記3(2)で示したとおりであるため、請求者の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月17日 審議
- ④ 同年3月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を保有していないことについて、理由説明書(上記第3の3)において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 都道府県労働局で採用される非常勤職員については、厚生労働省から都道府県労働局宛てにその予定数が通知されており、都道府県労働局においては当該通知に基づいて採用を行っている。

イ 都道府県労働局の非常勤職員の予定数は厚生労働省本省において決定されるものであり、大阪労働局において、採用計画を立案しておらず、また、当該計画に係る事務作業量等調査、検討を行っていないとしても、必ずしも不自然とまではいえない。

ウ なお、本件審査請求を受け、改めて処分庁に対し本件対象文書に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁が上記(1)アで説明する厚生労働省から都道府県労働局宛ての非常勤職員の採用予定数に係る通知文書の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおりであると認められ、上記(1)イの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も存しない。また、諮問庁が行った探索の範囲、方法も不十分とはいえない。

したがって、大阪労働局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、大阪労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子